

<対策のポイント>

帰還困難区域の解除に伴い、地域住民の帰還環境を整備するため、当該区域における**山腹崩壊地等の復旧対策を実施**し、国民の安全・安心の確保を図ります。

<政策目標>

帰還困難区域内で対応可能となった山腹崩壊地等における復旧整備の完了

<事業の内容>

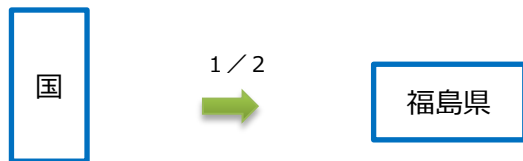
1. 東日本大震災を起因とする山腹崩壊地等における復旧整備

東日本大震災では、山間部において多数の山地災害が発生しました。

東日本大震災を起因とする山腹崩壊地等のうち、帰還困難区域を除く地域では、復旧対策が完了し、令和8年度より、これまで対策が進められなかった帰還困難区域における山腹崩壊地等の復旧対策に着手しました。

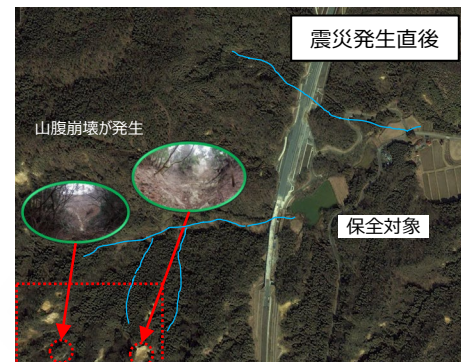
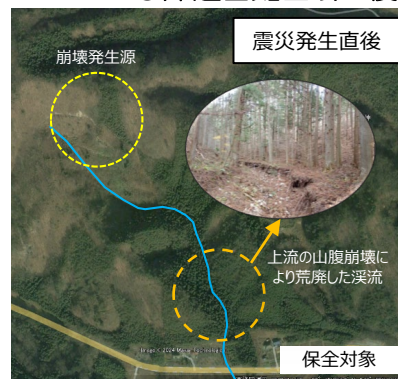
今後も、山腹崩壊地等の復旧対策を実施することで、帰還困難区域の解除に伴う地域住民の帰還環境を整備し、東日本大震災の被災地の復旧・復興を推進します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

○帰還困難区域の復旧・再生



山腹崩壊地等での復旧対策